平成２５年（フ）第１５０号
長野県塩尻市大門泉町３番２号　白樺ハイツ　Ｂ203
債務者　小平　博之
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤絵美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１７７９号
札幌市北区屯田６条２丁目４番４号
債務者　吉泉　辰司
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　浩士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０４号
山口県下関市清末五毛１丁目５番４号　ロイヤルコート清末203号
債務者　吉田　敏子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第５１２号
北九州市八幡西区八千代町６番23号
債務者　山本　実希
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５２４号
福岡県中間市通谷２丁目17番18号
債務者　佐野　勝秋
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５５３号
北九州市小倉北区下到津２丁目12番１号　コーポ川本203号
債務者　住吉　恵子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５５６号
熊本県宇城市松橋町東松崎192番地１　ロータスⅡ203号室、前住所熊本市東区尾ノ上２丁目24番21号　202
債務者　坂田真由美（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９号
青森県南津軽郡田舎館村大字川部字村元49番地
債務者　中山　　恵
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１３１３号
愛知県半田市花田町１丁目66番地
債務者　伊藤さやか
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３５６号
愛知県知多郡武豊町字楠４丁目78番地１　パルレ202号
債務者　木下　美香
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７３号
名古屋市中川区清船町３丁目１番地の１　県営清船南住宅２棟601号
債務者　野田　秋子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５３７号
愛知県尾張旭市柏井町公園通51番地１　エクレール公園通103号
債務者　近藤　博文
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６９９号
大阪市東淀川区豊里１丁目８番15号第６淀川ビル　102号
債務者　渡久地史朗
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７３０号
大阪市東淀川区井高野４丁目２番５―105号
債務者　吉岡　弘業
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７８０号
大阪市西成区橘１丁目13番30号
債務者　増﨑　茂子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８７７号
大阪府門真市浜町８番８号
債務者　久保　睦美
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０００号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目６番４―301号、前住所大阪市住之江区北加賀屋２丁目３番８―403号
債務者　岡原　宏志
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部